

知多市教育大綱

令和3年度～令和7年度

令和3年2月

知 多 市

目次

第1 知多市教育大綱について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 策定の趣旨	
2 教育大綱の考え方	
3 教育大綱の対象期間	
第2 教育大綱・・・・・・・・・・・・・・・・	2
1 基本指針	
2 基本方針	
(1) 子育てしやすい地域づくりの推進	
(2) 次代の担い手を育む教育環境づくりの推進	
(3) 学びを楽しむまちづくりの推進	
(4) 災害に強く、安全に暮らすことができるまちづくりの推進	
(5) 生涯を通じた健康づくりの推進	

第1 知多市教育大綱について

1 策定の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の3第1項により、地方公共団体の長は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）を定めるものとされています。

また、大綱は、総合教育会議において、地方公共団体と教育委員会が協議調整し、地方公共団体の長が策定するものとされています。

市では、平成27年度に大綱を策定しましたが、対象期間が終了することから、新たな知多市教育大綱（以下「教育大綱」という。）を策定し、知多市の取り組むべき教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策についての基本指針を示します。

2 教育大綱の考え方

知多市の教育行政は、「第6次知多市総合計画」（以下「総合計画」という。）の基本構想で描く「理想の未来」を実現するため、基本計画に基づき様々な施策に取り組んでいます。

このことから、国の「第3期教育振興基本計画」、愛知県の「あいちの教育ビジョン2020－第3次愛知県教育振興基本計画－」などを参酌し、総合計画の教育行政に関連する重点戦略を教育大綱の柱として位置付けています。

3 教育大綱の対象期間

対象期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

第2 教育大綱

1 基本指針

「ひとを育み 未来につなぐ知多の教育」

本市の総合計画では、「理想の未来」を共有し、行動するために、「あたらしく、知多らしく。」を将来像に掲げています。

この「理想の未来」の実現に向けて進めるまちづくりにおいて大切にしていきたい考え方「夢や希望に向かってチャレンジする」「地域全体で子どもを大切に育てる」「人やまちとのつながりを大切にする」「多様性を認め合う」を「まちづくりの基本的な考え方」に示しています。

この考え方を踏まえて、総合計画の基本目標「ひとづくり」を中心にして、「ひとを育み 未来につなぐ知多の教育」を基本指針とした教育行政に取り組みます。

2 基本方針

(1) 子育てしやすい地域づくりの推進

- ア 子どもの主体性を育み、家庭や地域の子育て力の向上に取り組みます。
- イ 学校、地域、事業者と連携し、子どもが放課後などを安全・安心に過ごすことができる居場所づくりを進めます。
- ウ 発達の遅れや障がいのある子どもの相談体制の強化を図るとともに、専門性を活かした教育を行います。

(2) 次代の担い手を育む教育環境づくりの推進

- ア 教科等指導員の活用や若手教員研修などにより、教員全体の授業力向上を図ります。
- イ 児童・生徒が新しい時代に求められる資質・能力を育むことができる

- よう、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業づくりを進めます。
- ウ 地域の人材が、サポートスタッフとして学校の教育活動に参画する取組を推進します。
 - エ 学校が家庭、スクールカウンセラーなどと連携を深め、いじめや不登校への対応など、児童・生徒それぞれの状況に応じた、よりきめ細やかな指導・支援を行います。
 - オ 時代やニーズに合った質の高い教育を提供するため、ICT機器を始めとした環境整備を進めます。
 - カ 快適で安全な教育環境の向上のため、計画的に学校施設などの整備を進めます。
 - キ 障がいのある児童・生徒が安心して学習できるよう、学習支援や生活支援などを行い、児童・生徒の自立に向けた取組を支援します。
 - ク 外国にルーツを持つ児童・生徒が安心して学習できるよう、日本語初期指導や生活支援などを行い、学校生活への早期適応を支援します。

(3) 学びを楽しむまちづくりの推進

- ア 幅広い年代の多様なニーズに対応するため、NPOやボランティアによる学習機会の提供を支援します。
- イ 多世代が集い、共に学び合う、憩いの場となる図書館を整備するなど、市民が集う学びの場を創出します。
- ウ 地域の歴史や伝統文化への理解を深め、継承を図ります。
- エ 文化財を適切に保存し、観光や教育などの幅広い分野での活用を図ります。

(4) 災害に強く、安全に暮らすことができるまちづくりの推進

- ア 市民、地域、事業者と連携した防災訓練や地域・学校などでの講座・講演会の開催等を通じて、地域の防災意識と防災・減災力を高めること

など、防災・減災教育を推進します。

イ 安全なまちづくり推進員による巡回や地域が行う見回り活動への支援により、地域の防犯力を向上するなど、防犯教育を推進します。

ウ 地域、警察と連携し、交通安全啓発活動を実施し、子どもや高齢者などの交通安全意識を高めます。

エ 通学路や交差点などの交通安全対策を実施するなど、交通安全教育を推進します。

(5) 生涯を通じた健康づくりの推進

ア すべてのライフステージにおいて、健康的な生活習慣を確立し、末永く続けることができるよう、生涯を通じた健康づくりを推進します。

イ ラジオ体操やウォーキングなど、地域での健康づくり活動を通して、社会全体で健康づくりを支える取組を支援します。

ウ 地域や関係団体などと連携し、食育を推進し、望ましい食習慣の啓発を行います。

エ 西知多医療厚生組合が整備する温水プール等健康増進施設を活用し、幅広い世代の健康づくり、体力づくりに取り組みます。

オ 総合型地域スポーツクラブの活動やスポーツ協会、スポーツ推進委員会と連携したスポーツ事業により、自分に合ったスポーツや健康づくりの機会を提供します。

カ 関係機関や事業者と連携して新たなスポーツ施設を整備するなど、スポーツを楽しむ環境を充実させます。



梅香る わたしたちの緑園都市

知多市教育大綱

令和3年2月策定

知多市教育委員会

〒478-8601 知多市緑町1番地

電話 0562-36-2681 (直通) FAX 0562-33-7287

URL <https://www.city.chita.lg.jp>

E-mail gakukyo@city.chita.lg.jp